

平成 26 年度 同行援護従業者養成研修応用課程 学則

第 1 条 事業の目的

本研修は、一般過程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の視覚障害者（児）の障害及び疾病の理解や場面別における同行援護技術などを修得すること、また、サービス提供責任者の有資格者増を目的とする。

第 2 条 研修事業の名称及び実施課程及び形式

名称：社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 介護職員養成研修事業
実施課程：同行援護従業者養成研修応用課程
形式：通学形式

第 3 条 講義・演習室として使用する会場の名称、所在地

講義及び演習実施会場 松阪市嬉野権現前町 423 番地 9 嬉野社会福祉センター

第 4 条 研修期間及び受講定員

研修日程：平成 26 年 9 月 17 日（水）、平成 26 年 9 月 25 日（木）
募集定員：概ね 20 名

第 5 条 受講対象者

- ① 三重県指定同行援護事業所（今後指定を受けようとしている事業所を含む）において、同事業の業務に従事している又は、従事予定である従業者
- ② 三重県同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者、または三重県移動支援従業者養成研修又は三重県移動介護従業者（ガイドヘルパー）養成研修修了者

第 6 条 受講料

12,590 円（参加費 10,000 円、テキスト代 2,590 円）

第 7 条 使用教材

テキスト：同行援護従業者養成研修テキスト 第 3 版（中央法規）

第 8 条 研修カリキュラム

別表（様式 3）のとおり

第 9 条 科目ごとの担当講師

NPO 法人 アイパートナー 戸松 伯子（全科目） 川端 伊澄（臨時講師）

第 10 条 科目の免除

なし

第 11 条 研修修了の認定方法

修了評価方法・合格基準：全ての講義科目を履修したもので、演習所定時間全てに出席したもの。

修了評価不合格時の取扱い：理解度不足と認められる場合は、レポート再提出等を行い、再度理解度評価を行う。（提出により 7 割以上の理解度を必要とする。）

第12条 研修出席者の取扱い

毎回講義時、指定された出席簿に自筆サインまたは、捺印を行うこと。

第13条 補講の取扱い

原則として欠席、遅刻は認めない。

第14条 受講の取消

次の各号に1つでも該当する受講者は、受講を取り消すことがある。

なお、受講を取り消した場合であっても、当該受講者へは受講料等の返還は行われない。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱したり、その他受講生としての本分に反した者
- (3) 理由無く無断欠席があった者

第15条 修了証明書の交付

第10条で適切と認めた方は、「三重県介護職員同行援護従業者養成研修要綱」に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を本会において交付する。

第16条 修了者の管理

修了者は修了者名簿に記載し、三重県指定の様式に基づき知事に報告する。

修了証明書等に紛失等があった場合には、修了者の申し出により再発行を行なう。

なお、その際発行手数料として1枚につき、1,000円を負担するものとする。

本会は、修了者名簿を永年保存とし、記載された内容は本会の個人情報保護規定に基づき厳正に管理する。

第17条 情報開示するホームページアドレス

<http://matsusakawel.com/siryu.html>

第18条 研修事業執行担当部署名

研修受講に関する連絡先、担当者は次のとおりとする。

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 在宅福祉サービス課

研修担当 西村・高村

〒515-2323 松阪市嬉野権現前町 423-9 嬉野社会福祉センター内

TEL (0598) 48-2600

FAX (0598) 42-3794

第19条 その他研修実施に係る留意事項

この学則に定めるもののほか、必要な事項については研修実施事業所が定める。

第20条 附則

この学則は、平成26年7月1日から施行する。